

加茂都市計画地区計画の変更について

（ 加 茂 市 決 定 ）

加茂都市計画地区計画の変更について（加茂市決定）

1 加茂都市計画地区計画を次のとおり変更する。

番号	名 称	位 置	面 積
①	寿町・番田・旭町地区地区計画	加茂市寿町、番田、旭町、栄町、幸町 1 丁目、大郷町 1・2 丁目の各一部	約 22.1ha
②	後須田地区地区計画	加茂市大字後須田の一部	約 19.4ha
③	後須田第 4 地区地区計画	加茂市大字後須田、五反田の各一部	約 26.1ha
④	千刈地区地区計画	加茂市千刈 1・2・3 丁目、青海町 2 丁目、陣ヶ峰の各一部	約 38.6ha
⑤	柳町・大郷町・高須町・芝野地区地区計画	加茂市柳町 1・2 丁目、大郷町 1・2 丁目、高須町 1・2 丁目、芝野及び大字下条字中沢の各一部	約 34.4ha
⑥	樋下・日溝地区地区計画	加茂市大字下条字樋下、日溝、山通の各一部	約 10.1ha
⑦	神明町・上条・八幡地区地区計画	加茂市神明町 1・2 丁目、上条及び八幡 1・2 丁目の各一部	約 13.2ha
⑧	新栄町地区地区計画	加茂市新栄町の一部	約 3.9ha
⑨	石川 2 丁目・幸町 2 丁目・新栄町地区地区計画	加茂市石川 2 丁目、幸町 2 丁目、新栄町及び加茂市大字加茂字馬寄の各一部	約 21.0ha

〔区域は計画図表示の通り〕

2 変更の理由

令和 3 年 1 0 月、加茂市ではおよそ四半世紀ぶりに総合計画を策定し、「人が集い、賑わいと活力があふれ、稼ぐ力と雇用を生み出すまち」を基本にかかげ、地域の魅力ある資源を活かして、経済を活性化させ働く場所を創出するところである。また、人口減少や高齢化を見据え、都市機能を集約するなど生活環境の維持・向上を図り、地域特性を活かした計画的な土地利用を推進する。

以上のことから、現状の利便性の高いエリアで、適正かつ合理的な土地利用を図るため、当該地区計画の地区整備計画において一部建築物の用途制限を変更するもの。

都市計画寿町・番田・旭町地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称			① 寿町・番田・旭町地区地区計画			
位 置			加茂市寿町、番田、旭町、栄町、幸町１丁目、大郷町１・２丁目の各一部			
面 積			約２２．１ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道４０３号及び主要地方道長岡栃尾巻線沿と JR 加茂駅西側に位置し、沿道には店舗・事務所・遊戯施設等の商業系施設や工場が連たんする中に住宅と店舗併用住宅のまとまった存在もあり、住・商・工が共に立地する利便性の高い土地利用となっている。今後も各地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。			
	土 地 利 用 の 方 針		現状の利便性の高い土地利用形態を基本として、 適正かつ合理的な土地利用を図り 、調和のとれた快適な都市環境の維持形成を目指す。			
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。			
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。			
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地 区 (準住居地域)	B 地 区 (近隣商業地域)	C 地 区 (準工業地域)
			地区の面積	約 7．0ha	約 6．2ha	約 8．9ha
		建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの	
備 考			区域は計画図面表示のとおり			

変 更 前

名 称			① 寿町・番田・旭町地区地区計画			
位 置			加茂市寿町、番田、旭町、栄町、幸町１丁目、大郷町１・２丁目の各一部			
面 積			約２２．１ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道４０３号及び主要地方道長岡栃尾巻線沿と JR 加茂駅西側に位置し、沿道には店舗・事務所・遊戯施設等の商業系施設や工場が連たんする中に住宅と店舗併用住宅のまとまった存在もあり、住・商・工が共に立地する利便性の高い土地利用となっている。今後も各地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。			
	土 地 利 用 の 方 針		現状の利便性の高い土地利用形態を基本として、この土地利用形態に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、調和のとれた快適な都市環境の維持形成を目指す。			
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。			
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。			
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地 区 (準住居地域)	B 地 区 (近隣商業地域)	C 地 区 (準工業地域)
		地区の面積	約 7．0ha	約 6．2ha	約 8．9ha	
		建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	
備 考			区域は計画図面表示のとおり			

都市計画後須田地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称			② 後須田地区地区計画		
位 置			加茂市大字後須田の一部		
面 積			約 1 9 . 4 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、主要地方道長岡栃尾巻線沿に位置し、地場産業等の工場や大企業が立地する工業系の土地利用となっている。今後も工業地としての用途構成を基本とした土地利用形態の維持形成を図る。		
	土 地 利 用 の 方 針		現在の工業系の土地利用形態を基本として、適正かつ合理的な土地利用を図り、工業地としての土地利用形態の維持形成を目指す。		
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。		
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地 区 (準工業地域)	B 地 区 (工業地域)
			地区の面積	約 1 0 . 4 ha	約 9 . 0 ha
		建築物等の用途制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗(CD・ビデオレンタルショップを含む。)でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗(CD・ビデオレンタルショップを含む。)でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり		

変 更 前

名 称			② 後須田地区地区計画		
位 置			加茂市大字後須田の一部		
面 積			約 1 9 . 4 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、主要地方道長岡栃尾巻線沿に位置し、地場産業等の工場や大企業が立地する工業系の土地利用となっている。今後も工業地としての用途構成を基本とした土地利用形態の維持形成を図る。		
	土 地 利 用 の 方 針		現在の工業系の土地利用形態を基本として、 <u>工業の振興を図りながら企業誘致に努め、現状の土地利用に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し</u> 、工業地としての土地利用形態の維持形成を目指す。		
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。		
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地 区 (準工業地域)	B 地 区 (工業地域)
			地区の面積	約 1 0 . 4 ha	約 9 . 0 ha
		建築物等の用途制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が <u>500</u> 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が <u>500</u> 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり		

都市計画後須田第4地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称			③ 後須田第 4 地区地区計画
位 置			加茂市大字後須田・五反田の各一部
面 積			約 2 6 . 1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、主要地方道長岡栃尾巻線沿に近接し、市が工業団地を造成して積極的に企業誘致を進めてきた地区で、ほとんどが工場や倉庫用地であり、工業系用途にふさわしい土地利用形態となっている。今後も工業地としての用途構成を基本とした土地利用形態の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現在の 工業系 の土地利用形態を基本として、 適正かつ合理的な土地利用を図り、工業地としての 土地利用形態の維持形成を目指す。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり

変 更 前

名 称			③ 後須田第 4 地区地区計画
位 置			加茂市大字後須田・五反田の各一部
面 積			約 2 6 . 1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、主要地方道長岡栃尾巻線沿に近接し、市が工業団地を造成して積極的に企業誘致を進めてきた地区で、ほとんどが工場や倉庫用地であり、工業系用途にふさわしい土地利用形態となっている。今後も工業地としての用途構成を基本とした土地利用形態の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を基本として、さらなる工業の振興を図りながら、 <u>未利用地への企業誘致に努め、工業地としての土地利用に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、望ましい土地利用形態の維持形成を目指す。</u>
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が <u>500</u> 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり

都市計画千刈地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称		④ 千刈地区地区計画			
位 置		加茂市千刈 1 ・ 2 ・ 3 丁目、青海町 2 丁目、陣ヶ峰の各一部			
面 積		約 3 8 . 6 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道 4 0 3 号及び都市計画道路千刈線沿に位置し、工場、倉庫、事務所等が多く立地する中にまとまった住宅地もあり、職住が近接した利便性の高い土地利用がなされている。今後も各地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。		
	土 地 利 用 の 方 針		現状の土地利用形態を基本として、 適正かつ合理的な土地利用を図り、利便性の高い 土地利用形態の維持発展を目指す。		
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		公園・道路の維持、保全を図る。		
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。		
	地区施設の配置及び規模		公園一ヶ所 約 2 . 6 7 3 m ² 、緑地一ヶ所 約 1 . 5 2 1 m ²		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地 区 (準工業地域)	B 地 区 (工業地域)
			地区の面積	約 2 7 . 6 ha	約 1 1 . 0 ha
		建築物等の用途制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。） でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。） でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの
	備 考		区域は計画図面表示のとおり		

変 更 前

名 称		④ 千刈地区地区計画			
位 置		加茂市千刈 1 ・ 2 ・ 3 丁目、青海町 2 丁目、陣ヶ峰の各一部			
面 積		約 3 8 . 6 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道 4 0 3 号及び都市計画道路千刈線沿に位置し、工場、倉庫、事務所等が多く立地する中にまとまった住宅地もあり、職住が近接した利便性の高い土地利用がなされている。今後も各地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。		
	土 地 利 用 の 方 針		現状の土地利用形態を基本として、 <u>この土地利用形態に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、望ましい土地利用形態の維持発展を目指す。</u>		
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		公園・道路の維持、保全を図る。		
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。		
	地区施設の配置及び規模		公園一ヶ所 約 2 . 6 7 3 m ² 、緑地一ヶ所 約 1 . 5 2 1 m ²		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A 地 区 (準工業地域)	B 地 区 (工業地域)
			地区の面積	約 2 7 . 6 ha	約 1 1 . 0 ha
		建築物等の用途制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。） でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。） でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 平方メートルを超えるもの
	備 考		区域は計画図面表示のとおり		

都市計画柳町・大郷町・高須町・芝野地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称			⑤ 柳町・大郷町・高須町・芝野地区計画
位 置			加茂市柳町 1・2 丁目、大郷町 1・2 丁目、高須町 1・2 丁目、芝野及び大字下条字中沢の各一部
面 積			約 3 4. 4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道 4 0 3 号及び都市計画道路矢立境線沿に位置し、工場と住宅がそれぞれまとまって立地する中に店舗や事務所等が点在し、職住が近接した利便性の高い土地利用がなされている。今後も地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現在の土地利用形態を基本として、 適正かつ合理的な土地利用を図り、利便性の高い 土地利用形態の維持形成を目指す。
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり

変 更 前

名 称			⑤ 柳町・大郷町・高須町・芝野地区計画
位 置			加茂市柳町 1・2 丁目、大郷町 1・2 丁目、高須町 1・2 丁目、芝野及び大字下条字中沢の各一部
面 積			約 3 4. 4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道 4 0 3 号及び都市計画道路矢立境線沿に位置し、工場と住宅がそれぞれまとまって立地する中に店舗や事務所等が点在し、職住が近接した利便性の高い土地利用がなされている。今後も地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現在の望ましい土地利用を基本として、 <u>この土地利用形態に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、望ましい土地利用形態の維持形成を目指す。</u>
	地 区 施 設 の 整 備 方 針		道路の維持、保全を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）でその用途に供する部分の床面積の合計が <u>500</u> 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり

都市計画樋下・日溝地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称			⑥ 樋下・日溝地区地区計画
位 置			加茂市大字下条字樋下・日溝・山通の各一部
面 積			約 1 0. 1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道 4 0 3 号沿に位置し、店舗や事務所等の商業系施設をはじめ工場・倉庫等が多く立地する中に小規模ながらまとまった住宅地も存在し、住・商・工が共に立地する利便性の高い土地利用となっている。今後も地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現在の土地利用形態を基本として、 適正かつ合理的な土地利用を図り、利便性の高い 土地利用形態の維持形成を目指す。
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり

変 更 前

名 称			⑥ 樋下・日溝地区地区計画
位 置			加茂市大字下条字樋下・日溝・山通の各一部
面 積			約 1 0. 1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、国道 4 0 3 号沿に位置し、店舗や事務所等の商業系施設をはじめ工場・倉庫等が多く立地する中に小規模ながらまとまった住宅地も存在し、住・商・工が共に立地する利便性の高い土地利用となっている。今後も地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現在の土地利用形態を基本として、 <u>この土地利用形態に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、望ましい土地利用形態の維持形成を目指す。</u>
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が <u>5 0 0</u> 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考			区域は計画図面表示のとおり

都市計画神明町・上条・八幡地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称		⑦ 神明町・上条・八幡地区地区計画	
位 置		加茂市神明町 1・2 丁目、上条及び八幡 1・2 丁目の各一部	
面 積		約 1 3. 2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、都市計画道路千刈駒岡線沿に位置し、工場と住宅がそれぞれまとまって立地し、職住が近接した利便性の高い土地利用となっている。今後も地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現状の土地利用形態を基本として、住宅や工場のそれぞれの適地への誘導に努めるとともに、 適正かつ合理的な土地利用を図り、利便性の高い 土地利用形態の維持形成を目指す。
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考		区域は計画図面表示のとおり	

変 更 前

名 称		⑦ 神明町・上条・八幡地区地区計画	
位 置		加茂市神明町 1・2 丁目、上条及び八幡 1・2 丁目の各一部	
面 積		約 1 3. 2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、都市計画道路千刈駒岡線沿に位置し、工場と住宅がそれぞれまとまって立地し、職住が近接した利便性の高い土地利用となっている。今後も地区における用途構成、商業その他の業務の利便の増進の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現状の <u>望ましい</u> 土地利用形態を基本として、住宅や工場のそれぞれの <u>適地</u> への誘導に努めるとともに、 <u>現状の土地利用形態に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、望ましい</u> 土地利用形態の維持形成を目指す。
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が <u>5 0 0</u> 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考		区域は計画図面表示のとおり	

都市計画新栄町地区地区計画 新旧対照表

変 更 後

名 称		⑧ 新栄町地区地区計画	
位 置		加茂市新栄町の一部	
面 積		約 3. 9 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、工場を中心とした土地利用がなされていることから今後も工業地としての用途構成を基本とした土地利用形態の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現状の工業地としての土地利用形態を基本として、工業の振興を図るとともに、 適正かつ合理的な土地利用を図り 、土地利用形態の維持形成を目指す。
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるもの (2) 畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考		区域は計画図面表示のとおり	

変 更 前

名 称		⑧ 新栄町地区地区計画	
位 置		加茂市新栄町の一部	
面 積		約 3. 9 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、工場を中心とした土地利用がなされていることから今後も工業地としての用途構成を基本とした土地利用形態の維持形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針		現状の工業地としての土地利用形態を基本として、工業の振興を図るとともに、 <u>工業地としての土地利用に変化をもたらす可能性の高い業種の立地は抑制し、用途の混在のない</u> 土地利用形態の維持形成を目指す。
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針		現在の望ましい土地利用形態を維持形成するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が <u>500</u> 平方メートルを超えるもの (2)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）でその用途に供にする部分の床面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの
備 考		区域は計画図面表示のとおり	

変更後

名 称		⑨ 石川 2 丁目・幸町 2 丁目・新栄町地区地区計画			
位 置		加茂市石川 2 丁目・幸町 2 丁目・新栄町及び 大字加茂字馬寄の各一部			
面 積		約 2 1 . 0 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、新市街地の中にあり、加茂川、石川公園、加茂高校、広大な田畑等に近接し、市役所、文化会館、産業センター、石川小学校、特別養護老人ホーム平成園及び第二平成園等の公共施設や大型店舗等が所在し、また、良好な住宅地が形成されている。今後とも、公共施設等集積地区や専用住宅地区としての良好な都市環境と住環境の維持、形成を図る。		
	土 地 利 用 の 方 針		A 地区は、小学校、特別養護老人ホームを含み、一戸建て住宅を中心とした低層住宅地の土地利用を基本として、小規模の店舗、事務所等の住民の利便施設の立地を許容しつつ、用途の混在の少ない専用住宅地として、調和のとれた快適な住環境を目指す。 B 地区は、市役所、文化会館及び産業センターを中心とした公共施設等集積地区を目指す。 C 地区は、B 地区と併せて公共施設等集積地区を目指す。		
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針		A 地区は、良好な住環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を定める。 B 地区及び C 地区は、公共施設等集積地区にふさわしい都市環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を定める。		
地区整備計画	地 区 の 区 分	地区の名称	A 地 区 (第 1 種住居地域)	B 地 区 (第 1 種住居地域)	C 地 区 (準工業地域)
		地区の面積	約 1 1 . 4 ha	約 5 . 2 ha	約 4 . 4 ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0. 7 5kw を超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150㎡を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0. 7 5kw を超えるもの	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)公衆浴場、ホテル、旅館及びカラオケボックス、劇場、映画館、ボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (2)パチンコ屋、マージャン屋、ダンスホール、キャバレー等その他これらに類するもの (3)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (4)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの

変更前

名 称		⑨ 石川 2 丁目・幸町 2 丁目・新栄町地区地区計画			
位 置		加茂市石川 2 丁目・幸町 2 丁目・新栄町及び 大字加茂字馬寄の各一部			
面 積		約 2 1 . 0 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地 区 計 画 の 目 標		本地区は、新市街地の中にあり、加茂川、石川公園、加茂高校、広大な田畑等に近接し、市役所、文化会館、産業センター、石川小学校、特別養護老人ホーム平成園及び第二平成園等の公共施設や大型店舗等が所在し、また、良好な住宅地が形成されている。今後とも、公共施設等集積地区や専用住宅地区としての良好な都市環境と住環境の維持、形成を図る。		
	土 地 利 用 の 方 針		A 地区は、小学校、特別養護老人ホームを含み、一戸建て住宅を中心とした低層住宅地の土地利用を基本として、小規模の店舗、事務所等の住民の利便施設の立地を許容しつつ、用途の混在の少ない専用住宅地として、調和のとれた快適な住環境を目指す。 B 地区は、市役所、文化会館及び産業センターを中心とした公共施設等集積地区を目指す。 C 地区は、B 地区と併せて公共施設等集積地区を目指す。		
	地区施設の整備方針		道路の維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針		A 地区は、良好な住環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を定める。 B 地区及び C 地区は、公共施設等集積地区にふさわしい都市環境の維持形成を図るため、建築物の用途の制限、壁面の位置の制限を定める。		
地区整備計画	地区区分	地区の名称	A 地 区 (第 1 種住居地域)	B 地 区 (第 1 種住居地域)	C 地 区 (準工業地域)
		地区の面積	約 1 1 . 4 ha	約 5 . 2 ha	約 4 . 4 ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所 その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150 m ² を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が5 0 m ² を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0 . 7 5 kw を超えるもの			
		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店又は事務所 その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が、150 m ² を超え、3階以上のもの (2)米屋、パン屋、豆腐屋等の自家販売のための食品製造業、洋服店、畳屋、建具屋等のサービス業、原動機等を使用する工場その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が5 0 m ² を超え、3階以上のもの及び原動機出力の合計が0 . 7 5 kw を超えるもの			
建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)公衆浴場、ホテル、旅館及びカラオケボックス、劇場、映画館、ボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (2)パチンコ屋、マージャン屋、ダンスホール、キャバレー等その他これらに類するもの (3)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1 5 m ² を超えるもの (4)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの			
		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)公衆浴場、ホテル、旅館及びカラオケボックス、劇場、映画館、ボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (2)パチンコ屋、マージャン屋、ダンスホール、キャバレー等その他これらに類するもの (3)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1 5 m ² を超えるもの (4)葬儀屋（兼用住宅を含む）及び葬儀施設その他これらに類するもの			

変 更 後

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 の 用 途 制 限	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもで、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋(兼用住宅を含む)及び葬儀施設その他これらに類するもの	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもで、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋(兼用住宅を含む)及び葬儀施設その他これらに類するもの	(5)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む）でその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡を超えるもの
		壁面の位置の制限	市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線及び市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。
		建築物の高さの最高限度	地盤面から12mとする。 （小学校除く）	_____	_____
	備 考		区域は計画図面表示のとおり		

変 更 前

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 の 用 途 制 限	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもで、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋(兼用住宅を含む)及び葬儀施設その他これらに類するもの	(3)公衆浴場、ホテル、旅館、自動車修理工場、自動車教習所及びボーリング場、ゴルフ練習場その他これらに類するもの (4)建築物に附属する自動車庫で建築面積が600㎡を超え、2階以上のもの (5)畜舎（ペットショップ・ホテル又は動物病院に附属するものを除く。）その他これらの用途に供するもで、その用途に供する部分の床面積の合計が15㎡を超えるもの (6)火薬類、ガス類、石油類等の危険物の貯蔵又は処理施設その他これらに類するもの (7)葬儀屋(兼用住宅を含む)及び葬儀施設その他これらに類するもの	(5)物品販売業を営む店舗（CD・ビデオレンタルショップを含む）でその用途に供する部分の床面積の合計が 500㎡を超えるもの
		壁面の位置の制限	市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線及び市道稲荷面横線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。	都市計画道路加茂巻線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線までの距離は1.0m以上とする。 ただし、自動車車庫及び物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下のものはこの限りでない。
		建築物の高さの最高限度	地盤面から12mとする。 （小学校除く）	_____	_____
	備 考		区域は計画図面表示のとおり		

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、▲、面積、階数等の制限あり			学校町・都ヶ丘・赤谷地区 八幡1丁目・八幡2丁目地区 若宮町1丁目・若宮町2丁目・秋房地区 石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区－A 旭町・栄町地区－A 柳町2丁目・芝野地区 中興野地区		石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区－B		旭町・栄町地区－B		⑨石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区－C		①寿町・番田・旭町地区－A		①寿町・番田・旭町地区－B		①寿町・番田・旭町地区－C ②後須田地区－A ③後須田第4地区 ④千刈地区－A ⑤柳町・大郷町・高須町・芝野地区 ⑥樋下・日溝地区 ⑦神明町・上条・八幡地区 ⑧新栄町地区		②後須田地区－B ④千刈地区－B		備 考					
			第一種住居地域						準工業地域		準住居地域		近隣商業地域		準工業地域		工業地域							
			建築基準法		地区計画		建築基準法		地区計画		建築基準法		地区計画		建築基準法		地区計画				建築基準法		地区計画	
			建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画			建築基準法	地区計画		
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延面積の2分の1未満のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下					
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超えるもの								○		▲		○		○		▲		▲10,000㎡以下					
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの		○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下					
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの 2階以下		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの								○	○	○	○	○	○	○	○	○							
ホテル、旅館			▲		▲		▲		○		○	○	○	○	○	○		▲3,000㎡以下						
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、バットニング練習場		▲		▲		▲		○		○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下					
	カラオケボックス等								○		○	○	○	○	○	○	○							
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等								○		○	○	○	○	○	○	○							
	劇場、映画館、演芸場、観覧場								○		▲	▲	○	○	○	○		▲客席200㎡未満						
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等								○						○	○								
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	大学、高等専門学校、専修学校等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	図書館等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	神社、寺院、教会等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	病院		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	公衆浴場、診療所		○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲診療所のみ						
	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	老人福祉センター、児童厚生施設等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	自動車教習所		▲		▲		▲		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下					
葬儀屋、葬儀施設			○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○							
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）		▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下					
	建築物付属自動車車庫 ① 600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下		②	①	②	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
			一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり		一団地の敷地内について制限あり							
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	畜舎（15㎡を超えるもの）		▲		▲		▲		○		○		○		○		○		▲3,000㎡以下					
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下		○	▲	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下					
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場		①		①		①		○	○	①	①	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下					
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								○	○			②	②	○	○	○	○						
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場								○	○					○	○	○	○						
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場																○	○						
	自動車修理工場		①		①		①		○	○	②	②	③	③	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下					
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	②		②		②	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下				
		量が少ない施設							○	○			○	○	○	○	○	○	○	②3,000㎡以下				
		量がやや多い施設							○	○					○	○	○	○						
量が多い施設																○	○							

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

地区計画の変更箇所